

東村山市立東村山第六中学校 学校いじめ防止基本方針

学校いじめ対策委員会

1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の心に永く深い傷を残すものであり、いじめはどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、生徒の尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため、早期発見・早期対応を基本とした次のような取組を講じていく。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

＜いじめに関する生徒たちの理解を深める＞

生徒たちがいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業や生徒会等による主体的な取組への支援を通じて、生徒たちがいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。

(2) 生徒たちをいじめから守り通し、生徒たちのいじめの解決に向けた行動を促す

＜いじめられた生徒を守る＞

いじめられた生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

＜生徒たちの取組を支える＞

周囲の生徒たちが、いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、周囲の生徒の発信を促すための生徒たちによる主体的な取組を支援するとともに、勇気をもって教員等に伝えた生徒を守り通す。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

＜学校一丸となって取り組む＞

いじめに適切に対応できるようにするため、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織的な対応を行う。

＜社会総がかりで取り組む＞

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

2 いじめ防止に関する学校の組織体制等

(1) 「学校いじめ対策委員会」の構成

校長 副校長 生活指導主任 特別支援教育コーディネーター 養護教諭 主幹教諭
各学年担当者 スクールカウンセラー

(2) 「学校いじめ対策委員会」の校内組織等の位置付け等

- ・教育サポート委員会内に設置する。
- ・生活指導部及び教務部（研修）と連携を図る。

(3) 「学校いじめ対策委員会」の主な取組内容

- ・定期的な情報交換（週1回）、対応の検討
- ・いじめ実態調査（アンケート形式）（6月、10月、1月）
- ・スクールカウンセラーによる面談（4月）
- ・スクールカウンセラーによるストレスマネジメントの講演会（12月）
- ・スクールカウンセラーによる生徒理解に関わる研修会（5月、11月）

(4) 「学校サポートチーム」の構成（役職等）

学校いじめ対策委員会 東村山警察署 小平児童相談所 子ども・家庭支援センター
子ども・教育支援課 六中さわやかネットワーク

(5) 「学校サポートチーム」の主な取組内容

- ・関係諸機関との情報交換
- ・問題解決に向けた対応の検討

3 4つの段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ・定期的な情報交換（学年会、教育サポート委員会）
- ・生徒理解に関わる研修会
- ・授業規律等の確立を目指した取組
- ・道徳授業を中心とした生命尊重教育、人権教育の充実
- ・生徒への啓発（全校朝礼・学年朝礼における講話、生活指導だよりの発行、他）
- ・生徒会週間での取組支援

(2) 早期発見のための取組

- ・定期的な情報交換（週1回）
- ・いじめ実態調査（アンケート形式）（6月、10月、1月）
- ・スクールカウンセラーによる面談（4月）
- ・生徒理解に関わる研修会（5月）
- ・生徒の行動観察
- ・個別面談

(3) 早期対応のための取組

①初期対応の取組

- ・事実確認と対応を検討する。
- ・保護者、関係諸機関と連携を図り、生徒支援の体制を整える。
- ・状況によりスクールカウンセラーによる支援を行う。

②被害児童・生徒への取組

- ・いじめの事実関係を把握する。
- ・被害生徒の安全の確保と心のケアを含めた全面的な支援を行う。

③加害児童・生徒への取組

- ・いじめの事実関係を確認する。
- ・規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けた指導を行う。

④周囲の児童・生徒への取組

- ・全員が当事者であることを理解させる。
- ・共感的な人間関係づくりを行う。
- ・自己存在感が味わえる学校づくりを行う。

⑤その他（学校サポートチームとの連携、教育委員会・関係機関との連携、保護者・地域との連携等）

- ・適宜、教育委員会をはじめ、関係諸機関との連携を図る。
- ・状況に応じて学校サポートチームによる委員会、保護者面談、保護者会等を行う。

（4）重大事態への対処

東村山市教育委員会への報告と連携を図るとともに、必要に応じて東村山警察署への相談や通報、児童相談所、その他関係諸機関等との連携を図る。

被害生徒に対しては、緊急避難措置等について検討・実施し、複数の教員による当該生徒の保護や情報共有の徹底を図る。また、加害生徒やその保護者も含めた指導・支援を検討し、実施する。

4 校内における研修体制

教務部（研修）、生活指導部が中心となり研修を進める。

- ・いじめに関わる情報の共有化、及び生徒理解に関わる研修
- ・いじめ防止に関わる指導の在り方についての事例研修
- ・OJTによる生活指導に関する研修

5 検証と改善について

- ・教育サポート委員会及び生活指導部が年度末の学校評価において検証を行う。
- ・「学校いじめ防止基本方針」の内容に改善が必要と認められた場合は、学校いじめ対策委員会において改善策を立案し、企画委員会で審議した後、職員会議にて周知する。